

札幌市環境保全アドバイザー制度運営要綱

平成 15 年 8 月 18 日

環 境 局 長 決 裁

最近改正 平成 23 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市環境保全アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）制度の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第 2 条 市長は、環境保全意識の高揚を図るとともに、環境保全活動を支援するため、市民団体等の申請に基づき、市民団体等が開催する環境保全に関する研修会、観察会等にアドバイザーを派遣する。

(委嘱)

第 3 条 市長は、環境保全についての知識を有する者、環境保全活動を実践している者等、本事業の実施に関して適当と認められる者をアドバイザーとして委嘱する。

(任期)

第 4 条 アドバイザーの任期は、委嘱した年度を限度とする。

(辞任および解任)

第 5 条 市長は、本人から辞任の申し出があった場合は、委嘱を解くこととする。

2 市長は、アドバイザーが次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(2) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

(派遣対象等)

第 6 条 アドバイザーの派遣の対象となるのは、環境保全に関する研修会、観察会等で、おおむね 20 名以上の参加者があるものとする。

2 前項の規定において、営利、特定の宗教や政治活動を主たる目的とするもの、及び本事業の目的に沿わないものには派遣を行わない。ただし、市や民間企業等主催で非営利の環境保全活動には派遣を行うことができる。

3 派遣は、1 回あたりおおむね 2 時間以内とする。

4 市長は、予算措置等やむを得ない都合により、アドバイザーの派遣を一時中止することができる。

(派遣手続等)

第 7 条 アドバイザーの派遣を希望する研修会、観察会等の主催者（以下、「主催者」という。）は、派遣希望日の 30 日前までに「札幌市環境保全アドバイザー派遣申請書」（第 1 号様式）を市長に提出する。

2 市長は、派遣申請書を審査し、その採否を主催者に通知する。

(補助者の派遣)

第 8 条 市長は、観察会等で必要と認められる場合には、アドバイザーの補助者を 1 名又は複数派遣することができる。

(実施報告)

第9条 主催者は、アドバイザーの派遣を受けた研修会等の終了後、速やかに「札幌市環境保全アドバイザー派遣実施報告書」(第2号様式)を市長に提出する。

(謝金)

第10条 市長は、アドバイザーを派遣したときは、当該アドバイザーに対して、別に定める謝金を支給する。

2 市長は、アドバイザーの補助者を派遣したときは、当該補助者に対して、別に定める謝金を支給する。

(派遣業務の代行等)

第11条 市長は、アドバイザー派遣の業務上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にアドバイザー派遣の業務を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にアドバイザー派遣の業務を行わせる場合における第2条から第9条までの規定(ただし、第3条の規定を除く。)の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項中「第1号様式」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、第8条第1項中「第2号様式」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年3月29日から施行する。